

令和3年度  
事業計画

『つながりで 地域の暮らしを支えきる』

社会福祉法人米原市社会福祉協議会

## 事業推進方針（平成30年度～令和4年度）

### 【基本方針】 『つながりで地域の暮らしを支えきる』

米原市社会福祉協議会は、市内のすべての人が地域社会の一員として安心して自分らしく暮らし続けられる地域共生社会の実現に向け、以下の推進方針を定める。

### 【推進方針】

#### （1）つながりを広げ深めるネットワーク活動の強化

地域住民や専門機関、福祉以外の分野の活動者が、生活課題の解決に向けて協働し支え合う関係づくりを進めるためのつながる場づくり、つなげる取り組みを進めます。

##### （重点項目）

- 自治会を超えたつながりによる住民主体の地域福祉活動の推進
- 社会福祉法人や事業者、福祉分野を超えた活動者等との生活課題の共有と解決に向けた取り組み
- 事業やサービス等を担う専門職の支援と地域住民の支え合い活動等をつなげて支える地域生活支援ネットワーク活動の充実

#### （2）充足されないニーズ、制度の狭間にあるニーズに対する事業やサービスの実施

既存のサービスや実践にとらわれず、一人ひとりの自分らしい生活の実現に向けて、先駆的・開拓的な支援やサービスを提供します。

##### （重点項目）

- 障がい福祉サービスをはじめとした、充足されないニーズへの事業・サービスの実施
- 介護保険事業を中心とした、収益を確保するための戦略的な事業展開
- 収益の計画的運用に基づく先駆的サービスや事業開発

#### （3）人材育成と魅力ある職場づくり

求められる事業・サービスを進めるため、人材を確保し、高い専門性と高潔な倫理を保持した人材を育成するとともに、働きがいのある職場づくりを進めます。

##### （重点項目）

- 職員の育成プログラムの充実
- 職員の適正な評価・処遇制度の確立
- 柔軟な働き方の実現と雇用体系の見直し

## 令和3年度 事業計画

本会では、これまで行ってきた相談支援や地域支援、各種のサービス提供を通じて、制度の挟間となっている問題をはじめ、ひとりの人やひとつの世帯が複数の問題を抱え、対象者別のサービスだけでは問題解決につながらない状況にあることを認識するところです。

また、地域では、引き続き人口減少による担い手の不足や新型コロナウイルスの終息がなかなか見えない状況にあり、地域活動の停滞に加え、生活困窮の深刻化やつながりの希薄化が進んでいます。

こうした複雑多様化した課題への対応として、国においては、社会福祉の現状とこれまでの包括的支援体制整備上の課題や実践上の課題を踏まえ、連携と協働を前提とした地域共生社会づくりに向け、①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱に「重層的支援体制整備事業」が整備され、あらためて包括的な支援体制の構築が求められました。

今年度、本会では、この重層的支援体制整備事業における多機関協働、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援の3つの事業を受託し、相談支援に限らず、本会が市民や利用者の支援に取り組む全ての事業・サービスにおいてアウトリーチを強化するとともに、多機関の協働、専門職と地域との連携、福祉の領域を越えた民間活力の活用等をさらに促進しながら、複雑多様化する地域生活課題の解決に取り組めます。また、新たな活動者へのアプローチの強化をはじめ、コロナ禍における地域活動の継続と充実に向けてはオンラインを活用したつながりづくりに取り組むなど、地域活動の支援にあたります。

本市においては、今後も高齢単身世帯や高齢世帯の増加が続き、介護ニーズの高まりも予想されることから、令和3年度の介護保険制度改正で示されている、自立支援・重度化防止をはじめ、地域包括ケアシステムの推進強化に向け取り組み、その人の置かれている環境をしっかりと見極め、暮らし全体を捉えた良質なサービスの提供に努めます。

さらに、障がい福祉サービスにおいては、今後も利用の増加が見込まれるなか、サービスが十分に確保されていない状況にあることから、充足されないニーズを適切に捉え、令和6年度の就労継続支援 B 型事業所の開設と事業開始に向け、推進計画の策定と計画に基づく取組を実施します。

これら計画する事業等の目的達成に向けて、研修を強化し職員の専門性とスキルの向上を図るとともに、法人内の各部門・各職種が互いに連携を深める場をつくり、事例検討や挟間の問題に取り組むプロジェクト等の実践を通じ、法人の組織力強化に取り組めます。併せて、新型コロナウイルス感染症対策など衛生管理体制の確保をはじめ、災害時や緊急時における事業継続に向けた具体的な方策を事業ごとに定め、訓練等により実効性を高めながら、安定した事業運営体制の確立に向け取り組みます。

# I. 顔の見えるつながりを深める

## 1. 福祉のこころを育みます

### (1) 広報・情報発信

ご近所活動やボランティア活動、市内の福祉事業者の取り組みなど、市内の様々な福祉活動についての情報を多様なメディアを通じて市民に届け、福祉理解や福祉活動への参加意識を高めます。

事業名	内 容	備 考
広報・情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社協広報誌「てとて」の発行（年4回）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内福祉活動情報誌として発行</li> </ul> </li> <li>○ホームページやフェイスブックをはじめとしたSNSの充実、QRコードの活用や多様なメディアの積極的な活用と連動</li> <li>○地域共生社会フォーラムや福祉懇談会、各種講座での情報発信</li> </ul>	

### (2) 福祉学習・啓発

人権の尊重や支え合い活動の必要性を啓発し、地域共生社会の実現に向けた機運づくりや取り組みを推進します。

事業名	内 容	備 考
地域共生社会フォーラム（社会福祉大会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民や団体、事業所などによる地域福祉活動の発表や啓発</li> <li>○各関係機関、施設等による講演会等の企画、実施</li> <li>○共同募金の啓発</li> </ul>	11月28日
福祉学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉学習連絡会議の開催               <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報交換の実施、取り組みの検討</li> <li>・福祉学習プログラムの提案、見直し</li> </ul> </li> <li>○各学校での福祉学習会の開催（当事者、活動団体、福祉事業所の参画を得て実施）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の見守り、支え合い活動への参加促進</li> </ul> </li> <li>○福祉体験学習の受け入れ               <ul style="list-style-type: none"> <li>・本会各福祉拠点を活用した受け入れ</li> <li>・市内福祉事業者による福祉体験の受け入れのための調整</li> </ul> </li> <li>○出前講座の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や企業への開催の働きかけと実施</li> </ul> </li> <li>○子ども向けボランティア講座の開催</li> </ul>	
平和祈念式典	<ul style="list-style-type: none"> <li>○米原市が非核平和都市宣言のまちであることを啓発する式典の開催（米原市・遺族会との合同開催）</li> </ul>	

## 2. 地域や人のつながりを深めます

### (1) 子育て支援

親や家族、地域や関係機関が連携しながら、子どもの成長を促す様々な体験や交流・つながりづくりの場を創設するとともに、主体的な活動へ発展するよう支援します。

事業名	内 容	備 考
子育てサークル 育成・支援	○子育てサークル育成講座の開催 ・子育て支援センター等関係機関との連携 ○既存サークルの支援、情報交換・交流会の開催 ○子育てサークルに関する情報発信	
遊びの広場	○子育て中の親同士、子ども同士の交流および情報 交換の場の提供 ・おもちゃであそぼ（米原地域） ・親子ふれあい広場（近江地域） ○遊びの広場の周知とニーズの把握	

## II. くらしを守る活動を広げる

### 1. 子どもから高齢者まで一人一人に寄り添います

#### (1) 相談支援

支援を必要とする人からの暮らしの困りごとに対応します。

また、制度の狭間で暮らしづらさを抱える人への寄り添い型の相談支援活動をすすめるとともに、地域やボランティア、サービス事業者などの活動者への相談支援を行います。

事業名	内 容	備 考
相談支援 ・ 【新】 アウトリーチ	○個別の相談を地域支援につなぐコミュニティソーシャルワーカーの配置 ○より丁寧な支援を必要とする方へのアウトリーチ等 ○顧問弁護士との連携	

#### (2) 権利擁護

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方などへの支援を行い、地域で安心してその人らしく生活できるよう支援します。

また、行政や関係機関、事業所などと連携して多様な権利擁護ニーズへの取り組みを進めます。

事業名	内 容	備 考
権利擁護センター (一部市委託事業)	○成年後見制度・虐待等の相談窓口 成年後見制度や虐待のほか、権利擁護全般に関するあらゆる相談に応じる。 ・なんでも相談会の開催 ○成年後見申立支援 親族等の申し立て支援等を行い、制度の利用促進を図る。 ○権利擁護に関する普及・啓発 ・市民ならびに事業所、関係機関等に権利擁護に関する制度の普及・啓発活動を行う。 ・権利擁護や虐待に関する意識、実態調査の実施 ○後見人等への支援 親族後見人のほか、第三者後見人が、適切な後見活動ができるよう相談支援や研修の場の提供を行う。 ○関係機関のネットワーク構築 権利擁護に関する取り組みの普及や連携・調整を行う。 ○意思表示のための「暮らし方ノート」の普及・啓発 ○地域福祉権利擁護事業の実施 ・暮らし全体のアセスメントと定期的なモニタリング、支援計画の見直しを行い、生活目標（支援目標）を共有したうえで認知症や障がいのある人への相談と生活支援を行う。 ・福祉サービスの利用援助	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常の金銭管理</li> <li>・ 書類等の預かり</li> </ul> ○法人後見事業の実施（意思決定支援を基本に、本人の望む生活の実現に向けて支援を行う。）	
--	--	--

### (3) 介護保険事業

介護が必要となっても、住み慣れた地域での生活が続けられるよう、利用者一人一人の暮らしに合わせた専門的で質の高いサービスを提供します。

また、新型コロナウイルス感染症や災害への対策を強化するとともに ICT の活用等による、安心して安全なサービス環境をつくります。

事業名	内 容	備 考
通所介護事業 ・ 総合事業通所介護	○送迎、健康チェック、入浴および食事、機能訓練、レクリエーション等のサービスの提供 ○利用者や家族に対する生活相談や助言、情報提供 ○機能訓練（利用者の自立支援を目的とした日常生活動作の維持向上、認知症の進行予防を目的とした各種のプログラムの提供） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リハビリ職との連携による個別プログラム、歯科医等と連携した口腔ケアの実施</li> <li>・ 生活動作訓練、社会参加型活動の実施</li> <li>・ 科学的介護情報システム（LIFE）の活用</li> </ul> ○生活相談（本人や家族介護者の負担軽減へ向けた寄り添い型の支援） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談窓口の運営、地域への出張相談の実施</li> <li>・ 家庭（自宅）訪問による困りごとの把握と対応</li> <li>・ 介護情報の提供</li> </ul> ○地域貢献活動（介護予防・地域福祉活動への支援） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出前講座（介護・認知症予防他）や介護予防プログラムの提供</li> <li>・ 福祉体験や実習の受入れ など</li> </ul> ○制度外サービスによる多様なニーズへの対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「買い物サポートサービス」、「夕食持ち帰りサービス」の実施</li> </ul> 【通常規模型：2事業所】 デイサービスセンターゆめホール デイサービスセンター愛らんど 【地域密着型：5事業所】 デイサービスセンター寄ろ家うかの デイサービスセンター行こ家のとせ あったかほーむかせの 東部デイサービスセンターはびろ 北部デイサービスセンターきたで〜	

<p>訪問介護事業 ・ 総合事業訪問介護</p>	<p>○利用者宅での身体介護、生活援助の提供 ○医療やリハビリ等との連携により、終末期までも安心して在宅生活が送れるよう、利用者へ寄り添ったサービスの提供と家族介護者への支援 ○地域貢献活動（地域福祉活動への支援） ・出前講座（介護技術）の実施 ・福祉体験や実習の受入れ など ○制度外サービスによる多様なニーズへの対応 ・「ふれあいよりそいサービス」の実施 【事業所】 ビジットケアあおば</p>	
<p>小規模多機能型 居宅介護事業</p>	<p>○「通い」を中心に、短期間の「宿泊」や自宅への「訪問」を組み合わせでの生活支援や機能訓練の提供 ○利用者や家族に対する生活相談や助言、情報提供 ・ライフサポートプランの作成 ・相談機能の拡充（出張・電話相談 など） ・災害時における地域との連携 ○地域貢献活動（介護予防・地域福祉活動への支援） ・出前講座（認知症・介護予防プログラム）の実施 ・福祉体験や実習の受入れ など 【事業所】 いをぎの家</p>	
<p>居宅介護支援事業</p>	<p>○要支援・要介護認定を受けた人からの相談を受け、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等を行う。 ○介護・福祉、医療やその他の生活支援サービス、家族、地域の支えあい活動やボランティア活動等を総合的にマネジメントする。 ○相談支援者との連携を強化し、関係機関と地域のネットワーク化を図る。 ・絆バトンの普及啓発、災害時要援護者支援体制構築 ○介護者 OB への訪問活動（介護を終えられた方が社会的に孤立しないよう訪問活動を行う。） 【事業所】 ケアプランセンター米原市社会福祉協議会</p>	

#### （４）介護予防事業

要介護状態となることの予防や要介護状態等の軽減、悪化の防止を目的に、生活機能の低下した高齢者に対し、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけます。

運動機能や栄養状態といった身体機能の改善だけでなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、一人一人の生きがいや自己実現につながるプログラムを実施します。



事業名	内 容	備 考
通所型サービス A (介護予防・ 日常生活支援 総合事業)	○機能訓練の他、社会参加・交流の機会を設けるなど、 自立した日常生活の確保に向けたプログラムの実施 【事業所】 デイサービスセンターゆめホール デイサービスセンター愛らんど	
高齢者筋力向上 トレーニング事業 (楽トレ事業)	○健康づくりと介護予防に向けた意識づけ、自主的・ 継続的な取り組みにつなげるための支援 ・筋トレマシン講習会の開催（各会場：月 1 回） ・筋トレマシンの地域開放 ・健康教室の開催（健康づくり、介護予防に関する 講座／各会場：年 2 回） ・体力測定の実施（各会場：年 2 回） 【会場】 やすらぎハウス、愛らんど	※地域還元積立 金活用事業

#### (5) 障がい福祉サービス

障がいのある人が、地域社会の一員として暮らしていけるよう、関係機関と連携しながら、生活支援や就労支援に取り組みます。

サービス提供体制の見直し・強化に取り組み、支援内容の充実と質の向上を図るとともに、求められる支援ニーズに対し、新たなサービス開発に取り組みます。

事業名	内 容	備 考
障がい者相談 支援センター ほたる (一部米原市・長浜市 委託事業)	○障がい者（児）とその家族の地域での生活を支援する ため、福祉サービスの利用や各種制度の活用、生活 上の相談・支援を行い、自立した日常生活・社会 生活を営むことができるよう支援する。 (一般相談／計画相談支援／自立生活援助／地域生 活拠点等)	
障がい者 ホームヘルプ サービス	○障がいのある利用者宅において、身体介護や家事援 助、乗降介助を行うほか、行動時の危険を回避する ための援護や外出時の移動介護、その他生活全般に わたる援助を行う。 (居宅介護／重度訪問介護／行動援護／同行援護) ○障がい児者の家族との交流会（年 1 回） ○自立生活の支援を目的とした訪問、随時対応 ・「ふれあいよりそいサービス」の実施 ○ICT の活用等による効果的・効率的なサービスの提 供 【事業所】 ビジットケア あおば	

<p>就労継続支援 B型事業</p>	<p>○就労支援や社会参加の促進を目指し就労の機会を提供するとともに、生産活動等を通じてその知識と能力の向上に必要な訓練等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルショップの運営</li> <li>・喫茶、駄菓子、花苗等の販売</li> <li>・企業内就労、企業の下請け作業 など</li> </ul> <p>○地域とのつながり、地域課題への対応を意識した取り組みの企画・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独自商品の企画、販売</li> <li>・学生服等の回収と販売</li> </ul> <p>○就労移行の促進と定着に向けた支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設外就労、施設外支援の促進（企業実習の機会の確保、家庭訪問等の就労定着サポート など）</li> </ul> <p>○一人一人の生活形態を考慮した移行支援（高齢障がい者等に対するサービス移行支援 など）</p> <p>○個別支援の強化（作業環境の整備 など）</p> <p>○災害時の地域ネットワークづくり</p> <p>○「障がいの理解啓発」、「環境啓発」を目的とした講座・イベントの開催（市民参画、他事業所・当事者組織との協働による開催）</p> <p>【事業所】 ほおずき作業所</p>	
<p>地域生活支援事業</p>	<p>○移動支援事業 障がいのある方の外出等、移動に関わる援助を行う。</p> <p>○日中一時支援事業 介護者の一時的な休息や就労支援のために、日中における障がいのある方の活動の場を確保する。</p> <p>【サービス提供場所】 デイサービスセンター 寄ろ家うかの 東部デイサービスセンター はびろ コーポラスきたがわ</p> <p>【事業所】 ビジットケア あおば</p>	<p>※地域還元積立 金活用事業（日 中一時支援事 業）</p>

### （6）放課後児童クラブ

子どもたちの思いをしっかりと受け止め、一人一人に応じた支援の充実を図り、保護者と支援員とが一緒になって、子どもたちが安全に安心して成長できる居場所づくりをすすめます。

事業名	内 容	備 考
<p>放課後児童クラブ （市委託事業）</p>	<p>○地域住民、ボランティア、各種団体と協働する事業の企画と実施</p> <p>○保護者会との連携強化（連絡会議、協働事業等）</p> <p>○行政と連携した研修の実施</p> <p>【事業所】 げんきッズ息長 A、げんきッズ息長 B</p>	

## (7) 生活困窮者自立支援事業等

社会的孤立や経済的困窮などの課題を抱える方に対し、自立相談支援事業による相談支援を行うとともに、支援につながっていない方への積極的な働きかけを行います。

就労準備支援事業等による就労や地域活動への参加などの社会参加支援、家計改善支援による家計再建の支援を行います。

子どもの貧困対策・子どもの育ちを支援する活動として、学習・生活支援活動や社会交流活動を推進します。

事業名	内 容	備 考
自立相談支援事業 (市委託事業) ・ <b>【新】</b> アウトリーチ等による自立相談支援強化事業 (市委託事業)	○生活の困りごとや不安を抱えている方に対して、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。 ○社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対して、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につなぐことや、つながった後の支援も行う。	
就労準備支援事業 (市委託事業) ・ 被保護者就労準備支援等事業 (市委託事業) ・ <b>【新】</b> 参加支援事業 (市委託事業)	○本人の状態に応じた日常生活自立・社会生活自立・就労自立に関する支援を行う。 ○生活習慣確立のための支援(訪問活動や居場所の提供などにより、生活リズムづくりを支援) ○社会体験・社会参加活動の支援 ○就労体験・就労支援 本会の活動拠点やサービス事業を活用し、社会体験や就労体験の場を提供するとともに、地域活動や企業・事業所、団体等との連携を図り、地域での社会体験・就労体験の場づくりを進める。 ○就職活動の知識や技法の習得支援(PCの練習、履歴書作成などの支援、基礎学力向上を目指した学習の機会の提供)	※地域還元積立金活用事業
家計改善支援事業 (市委託事業)	○債権整理や家計に関する相談助言・支援 ○貸付のあっせん など	
就労訓練事業	○一般就労に向けた前段階として働く訓練を必要とする方、一般就労には結びつかないが何らかの支援があれば働くことができる方を対象に、個別の就労支援プログラムに基づき就労訓練の機会(就労訓練)を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う。 ○就労訓練(中間就労)の場の提供 福祉的就労には対象外であったり、本人の思いと合わないなどの理由で結びつかず、一般就労にも馴染むことができずにいる人を対象に、就労訓練(中間就労)の場を提供する。	※地域還元積立金活用事業
子どもの学習・生活支援事業 (市委託事業)	○学習の機会が十分でなかったり、基本的な生活習慣が整いにくい世帯の子どもに対して、学習・生活支援を行うため、支援プランを作成す	※地域還元積立金活用事業

	るとともに、支援の提供場所や支援団体等を調整する。 ○市内各拠点を活用した学習・生活支援 【事業名】 ほたる一む	
要援護世帯等向け 歳末配分事業	○歳末たすけあい運動における個別配分事業 対象者：ひとり暮らし高齢者、身体障がい児者 知的障がい児者、精神障がい者、ひとり 親世帯、低所得者世帯	
生活困窮者 物資提供事業 (フードバンク)	○制度やサービスを利用するまでの期間や、制度や サービスでは対応できないなどの理由で、生活に 困窮している人を対象に、地域で不要になったもの を集めるとともに、善意銀行を活用し必要な物 資を確保し提供する。	

### (8) 生活福祉資金貸付制度・一時援護資金貸付事業

低所得者や高齢者・障がいのある人等に対し、継続的な相談援助と資金の貸し付けやその他の制度の活用等を通じて、生活の維持・安定、経済的自立に向けた支援を行います。

事業名	内 容	備 考
生活福祉資金 貸付制度 (県社協委託・補助)	○民生委員等との連携による相談援助と資金貸付 (県社協からの受託) ・総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産 担保型生活資金の貸付 ○生活困窮者自立支援事業との連携	
一時援護資金 貸付事業	○民生委員等との連携による相談援助と資金貸付 ○生活困窮者自立支援事業との連携	

### (9) その他の生活支援

既存の制度やサービスでは支えきれない生活ニーズに対し、新たなサービスを企画・実施し、支援を必要とする人の生きがいを高め、日常の生活を支援します。

事業名	内 容	備 考
福祉車両貸出	○本会が所有するリフト付き車両を、生活支援活動 団体や車いすを必要とする人の親族等に貸出し、 医療機関等への送迎における自助・互助の促進を 図る。	
緊急時預かり サービス	○緊急の事由により見守りや介護等ができない状態 が生じた場合の預かりを実施し、暮らしの安心を 確保する(24時間/365日対応) ・地域なじみの安心事業 ・緊急預かりサービス	
ふれあいよりそい サービス	○既存の制度やサービスで対応できない生活上のニ ーズに対し、制度外サービスを提供する(居宅内 の生活支援、通院等外出時の支援、服薬確認や安 否確認のための見守り訪問 など)	

地域生活応援事業	○障がい者等の地域での自立した生活に向け支援ニーズを集約し、食事・買い物・洗濯・掃除・入浴・宿泊などの生活体験、訓練の場を提供する。	
車いす貸出事業	○介護保険等の制度による対応が困難な場合に、福祉機器（車椅子）の貸出を行う。	

## 2. 身近な地域で支え合います

### (1) ご近助活動（自治会単位）の推進

地域住民が地域の困りごとに気づき、支援を必要とする人への居場所づくり活動や生活支援の取り組みを推進します。

- 自治会ごとに担当職員を配置し、自治会における推進組織やご近助活動におけるリーダーの役割を整理し提案します。
- 市民が主体的に見守り・支え合い活動を進める上での機運を高めるとともに、組織化や活動を支援します。
- コロナ禍をはじめとした、支援ニーズに応じたつながりの再構築に向けた参加支援とアウトリーチを実施します。

事業名	内 容	備 考
【重】 ご近助活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治会長・民生委員・福祉委員等合同説明会の開催</li> <li>○ご近助活動スキルアップ講座の開催</li> <li>○補助金の交付（下記※は補助金交付対象活動）</li> <li>○ふれあいいきいきサロンの推進・活動支援※</li> <li>○子ども食堂または学習支援活動の推進・活動支援※</li> <li>○福祉懇談会の開催支援※</li> <li>○見守り活動の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・見守りネットワーク会議の運営支援※</li> <li>住民と専門職の協働の推進</li> <li>・見守り訪問活動の推進・活動支援※</li> </ul> </li> <li>○避難行動要支援者参加型避難訓練の推進・活動支援※</li> <li>○男性のためのいきいき料理の実施</li> <li>○防火訪問の実施</li> <li>○防災力向上のための取り組み</li> <li>○福祉マップの作成・更新支援</li> <li>○避難行動要支援者登録の推進</li> <li>○備品・車両の貸し出し</li> <li>○活動への相談支援と情報提供（一円玉を大切にする運動など活動資金確保を含む。）</li> </ul>	

### (2) 福祉活動団体支援

福祉活動団体が主体的に活動を進めることができるよう、情報交換や連携連絡の場を設けるとともに、様々な活動の場面で協働して地域福祉活動に取り組めるよう支援します。

事業名	内 容	備 考
活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○連絡会議の開催（情報交換、協働した取り組みの検討 など）</li> <li>○団体活動推進に係る研修会の開催</li> <li>○団体活動についての相談支援</li> <li>○団体活動計画の策定支援</li> <li>○補助金の交付による活動支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規事業補助</li> <li>・まいばらコラボチャレンジ事業</li> </ul> </li> </ul>	情報意見 交換会 （年1回）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども食堂、学習支援補助</li> <li>・居場所継続支援補助 など</li> </ul> ○単位民児協事務局の運営と委員活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・定例会の開催</li> <li>・委員研修の企画と実施</li> <li>・委員活動に対する支援（個別ケースへの対応、情報提供 など）</li> <li>・関係機関との連絡調整</li> </ul>	
--	---	--

### (3) 当事者団体活動支援

地域や行政等とのつなぎや地域活動への参画を支援し、当事者に対する理解を深めるとともに、新たな支え合い活動や福祉サービスの開発につなげます。

事業名	内 容	備 考
活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○連絡・懇談会の開催（情報交換、ニーズ把握、福祉学習への参加、福祉避難所の運営 など）</li> <li>○地域福祉活動への参画に係る福祉学習会の開催</li> <li>○団体活動についての相談支援</li> <li>○団体活動計画の策定支援</li> <li>○新規事業立ち上げの働きかけ（当事者による対外的な情報発信・周知啓発活動 など）</li> <li>○補助金の交付による活動支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・まいばらコラボチャレンジ事業</li> <li>・新規事業補助 など</li> </ul> </li> </ul>	情報意見交換会（年1回）

### (4) 地域福祉活動拠点の活用

周辺地域及び関係機関との連携・協働の中で市民の福祉拠点となる施設を運営します。地域福祉活動の拠点として小地域福祉活動やボランティア活動の支援、相談支援を行うとともに、介護保険サービスや介護予防事業、障害福祉サービスを実施し、市民の福祉ニーズに応える施設運営を行います。

事業名	内 容	備 考
福祉活動拠点の管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉施設の管理・運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・あったかほーむかせの</li> <li>・寄ろ家うかの</li> <li>・いをぎの家</li> <li>・米原市指定管理施設（柏原福祉交流センター、北部デイサービスセンター、伊吹地域福祉センター、米原地域福祉センター、近江地域福祉センター）</li> </ul> </li> <li>○運営推進会議の開催</li> <li>○地域交流事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設において、地域と協働して実施</li> <li>・各デイサービスセンター等が行う市民交流事業、季節の祭り、保育所や小中学校との交流、カフェ子育て支援事業 など</li> </ul> </li> <li>○近隣自治会等の活動への参加・協力</li> </ul>	

### (5) 善意銀行

地域の市民や企業団体から寄せられる善意を、市内で地域福祉推進に取り組む自治会や関係団体の活動を支えるための資金や、市民の暮らしの困りごとを支える財源として有効活用します。

事業名	内 容	備 考
善意銀行の運営	○善意銀行の募集啓発および情報提供 ○寄付者の意向に基づく効果的な活用（生活困窮者支援物資提供事業、備品・福祉機器貸出事業、市内福祉事業所等へ寄付物品の提供 など）	

### (6) 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金

地域福祉の課題解決に取り組む民間団体等への支援のほか、地域における助成事業を通じて共同募金運動の活性化を図ります。

事業名	内 容	備 考
共同募金委員会の運営	○募金活動の強化 ・受配団体等と協働した募金活動の実施 ・社会貢献活動の啓発 ○募金の配分 ・透明性の確保と啓発の強化 ・様々な地域福祉活動への幅広い配分	

### (7) ファミリー・サポート・センター

子育てにおける相互援助活動を支援し、市民が安心して仕事と育児を両立できるまちをめざします。

事業名	内 容	備 考
ファミリー・サポート・センター事業（市委託事業）	○サポート会員と利用会員とによる相互援助活動（子どもの預かりおよび送迎 など）の推進 ・事業活動の広報、啓発 ・会員相互の援助活動の相談、調整、助言 ・会員の募集、登録および管理 ・サポート会員に対する研修の実施 ・安全対策の確保（マニュアル等の活用） ・子育て支援機関等との連絡調整 ・子育て支援団体等との協働による事業周知、登録の促進、交流イベントの実施 ○障がい児者支援サポーター講座の開催（サポーター養成講座にて開催）	

### (8) 災害支援体制の構築

災害時の支援活動について協議する場を設定し、それぞれが果たす役割の整理や情報の共有を行います。

また、関係機関、福祉事業者等と協働し、地域防災計画に基づく個別避難支援計画の作成に向けた地域の取り組みを支援します。

さらに、各事業所が、災害時の利用者の安否やサービス連携について確認し、被災状況に応じたサービスを速やかに提供できる体制を整備します。



事業名	内 容	備 考
災害時支援の 連携構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉事業者との災害対策に関する協議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域と事業者との連携および支援調整</li> <li>・利用者の安否確認やサービス連携</li> <li>・被災状況に応じたサービスの提供方法、サービス再開</li> </ul> </li> <li>○サービス事業所ごとの非常災害対策の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画の策定</li> <li>・研修の実施</li> <li>・訓練（シミュレーション）の実施</li> </ul> </li> <li>○地域における個別避難支援計画の作成支援</li> </ul>	

### (9) 災害ボランティアセンターの設置運営

被災者が抱える問題と活動ニーズとが的確に調整され、災害時に必要となる新たなボランティア活動の創設や地域との連携など、円滑な運営のための人材の養成と体制の整備を行います。

事業名	内 容	備 考
災害ボランティアセンターの 設置運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マニュアルの見直し・点検、市民、関係機関、事業所等が参加する設置・運営訓練の実施（課題の集約と検証）</li> <li>○運営サポーターの募集（出前講座、地域共生社会フォーラムにおいて）</li> <li>○運営サポーターミーティングの開催（地域啓発、サポーター研修、訓練 など）</li> <li>○災害ボランティアバスの運行</li> </ul>	

## Ⅲ. 助け合い、支え合う人を育む

### 1. 地域の担い手を育みます

#### (1) ボランティアセンター

支援を必要とする人や地域、サービス事業所などからの声をもとに、ボランティアによる支援ニーズを把握し、オンラインの活用も含めた必要な事業の企画とボランティアの養成を行うなど、ボランティア活動の推進と活動に関する調整を行います。

事業名	内 容	備 考
情報提供 ・活動調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア活動者の支援（ボランティア活動者からの相談に対する情報提供や助言の実施）</li> <li>○ボランティア活動に関する情報提供（ホームページ、SNSを活用したタイムリーな情報発信）</li> <li>○ボランティア活動のマッチング（活動者と個人、施設間の調整）</li> <li>○市ボランティア連絡協議会の運営支援</li> <li>○レイカディア大学、ルッチ大学との連携</li> <li>○ボランティアコーディネーターと各地域担当ワーカー、窓口担当職員との連携</li> </ul>	
傾聴ボランティアの養成・活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○養成講座の開催（傾聴ボランティアの新規育成） <ul style="list-style-type: none"> <li>・傾聴についての基礎知識の習得、ロールプレイ</li> <li>・傾聴の対象者となる高齢者や障がい者に接する上で必要な知識の習得</li> <li>・施設等における体験学習</li> <li>・活動者向けフォローアップ講座の実施</li> </ul> </li> <li>○傾聴ボランティア活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主的な活動に向けた助言、相談企画、専門職との連携</li> <li>・定例会の運営支援</li> </ul> </li> </ul>	
音訳事業 (市委託事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○音訳ボランティア養成講座の開催（音訳活動の見学）</li> <li>○音の広報発行事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市広報や議会だより、社協広報等の録音と発行</li> <li>・活動者への支援</li> </ul> </li> </ul>	
認知症サポーターの養成 (市委託事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症サポーター養成講座の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校（児童、生徒）、企業への働きかけ</li> </ul> </li> <li>○キャラバンメイトの活動支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・講座への支援</li> <li>・キャラバンメイトや専門職、認知症啓発に関心がある住民の実施する出張型認知症カフェへの支援</li> </ul> </li> </ul>	

## 2. 福祉人財を育みます

### (1) 福祉介護人材の育成

地域の支え合いや生活支援サービスの担い手の育成をめざすとともに、質の高い介護人材が、市内の事業所に安定的に確保されるよう、社会福祉法人や介護事業所等と協働して、福祉・介護人材の育成に取り組めます。

事業名	内 容	備 考
福祉現場での 実習受け入れ	○福祉専門職養成のための実習受け入れ ・実習の調整（市内各福祉現場）	
入門的研修 （市委託事業）	○介護に関する入門的研修の開催	

## IV. みんながつながるまちをつくる

### 1. つながる仕組みを強化します

#### (1) 地域ニーズ・社会資源の把握と分析

ご近所活動やボランティア活動の支援、相談事業や福祉サービス等を実施する中で、地域の課題や暮らしの困りごと、地域の社会資源の把握を行います。また、地域の自治会長・民生委員児童委員・福祉委員、関係機関等からも、それぞれの活動を通して得た新しい情報が集約できる流れをつくります。その集約した情報は地域カルテ・社会資源台帳に更新され、整理することで、社会資源の見える化を図ります。

これらの情報を整理した地域カルテ・社会資源台帳を、自治会や関係機関等と共有・活用します。

事業名	内 容	備 考
地域カルテ・社会資源台帳の作成と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民参加の協議や情報交換の場、地域行事への参加、各種会議等における地域ニーズ、社会資源の把握</li> <li>○地域の自治会長・民生委員児童委員・福祉委員からの情報収集</li> <li>○関係機関、事業者等からの情報収集</li> <li>○個別課題や個別ニーズを地域課題・地域ニーズとして共通認識しみんなで考える場の形成</li> <li>○情報の集約と地域カルテ・社会資源台帳の整理（CSW、相談支援包括化推進員、各事業所の連携・共同による作成）</li> <li>○地域カルテの提供（自治会長等の各福祉活動者、関係機関、事業者 など）</li> </ul>	

#### (2) 地域支え合いセンター・生活支援サービス基盤整備事業

自治会の範囲を超えて地域課題を共有し、解決に向けての協議の場をつくります。

また、地域やサービス事業者などが協働し、ICTの活用も含めた生活支援サービスの充実や認知症高齢者の見守り活動、地域から孤立をなくすための取り組みを推進します。

事業名	内 容	備 考
地域支え合いセンター事業 （市委託事業） ・ 生活支援サービス基盤整備事業 （市委託事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協議体の運営               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動者や市民、各種関係機関、事業者等のネットワークづくり、地域や生活上の課題について協議する「まるごと交流会」の運営</li> <li>・解決が求められる暮らしの中の課題について、情報の把握・共有、既存の社会資源の活用のほか、新たな仕組み・社会資源の創出までを行う場の運営</li> </ul> </li> <li>○支援ニーズの集約と活動・サービス等に関する情報の発信（情報収集・発信）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域カルテの整備</li> <li>・ウェブサイトの整備と運用、内容の充実</li> </ul> </li> <li>○生活支援活動などに取り組む団体等の活動支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援、活動調整</li> </ul> </li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会、情報交換会の開催</li> <li>○多様な居場所や生活支援等、地域のニーズに合わせた広域の社会資源の開発【重】</li> <li>○社会資源の創出・運営等を目的とした、財源確保のための取り組みの推進（参加支援）</li> </ul>	
--	---	--

### (3) 多機関協働事業

単独の相談機関では対応しづらい複合的な課題に対して、多機関多分野の相談機関が連携強化できる相談支援体制、包括化ネットワークの構築および新たな社会資源の創出をめざします。

事業名	内 容	備 考
<b>【新】</b> 多機関協働事業 （市委託事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談支援包括化推進会議の開催               <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者会議、相談支援担当者連絡会議、包括化コアメンバー会議</li> <li>・ケース共有会議</li> <li>・複合的な課題を抱えるケースへの相談支援（ケース共有会議および包括化ケース会議）</li> </ul> </li> <li>○研修会の開催、事例検討会の開催</li> <li>○社会資源の開発（個別課題や個別ニーズを地域課題として認識できるよう、グループワークや研修会等みんなで考える場を通して検討、提案）</li> </ul>	

### (4) 福祉サービス事業者支援と協働

市内の福祉・介護サービス事業者に対し、人材育成や研修、情報提供等の支援を行い、地域活動と事業者をつなげるコーディネートを行います。

事業名	内 容	備 考
福祉事業者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○合同研修会の開催</li> <li>○社協広報誌を活用した情報提供・PR活動</li> <li>○専門職による地域での出前講座開催の働きかけ</li> <li>○福祉人材の育成・確保についての協働</li> </ul>	

### (5) 社会福祉法人のネットワークの構築・地域貢献推進

社会福祉法人が創意工夫し、多様な「地域における公益的な取り組み」が展開されるよう、地域課題の共有や取り組みの協働化、地域と法人をつなぐ支援を行います。

事業名	内 容	備 考
社会福祉法人連携による課題解決に向けた協働事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時対応等、各法人において共通する取り組み課題となるテーマを設定し、利用者の避難支援・安否確認を目的とした市民との協力体制や、法人間の協力体制構築に向けた協議の場を設ける。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人や市民、各種専門機関等が出席する協議のテーブルづくり</li> <li>・各法人（事業所）と市民による災害時避難支援体制構築に関する協議の場のコーディネート</li> <li>・補助金の交付による活動支援（まいばらコラボチャレンジ事業）</li> </ul> </li> </ul>	

## V. 推進体制の充実・強化

### (1) 評議員会・理事会の運営

地域の実情や福祉に関する社会情勢を把握し、事業運営の進捗管理を行うとともに、法人運営の安定と発展に向けた方策、地域のニーズに応える事業展開について協議・検討します。

- 評議員会の開催（年 3 回）
- 理事会の開催（年 6 回）
- 理事委員会の開催（随時）
- 評議員・役員研修の実施（随時）
- 評議員等との意見交換会の開催（年 1 回）

### (2) 情報公開と監査機能の充実

法人情報等を広く市民に公開し、社会福祉協議会の透明性と公共性を確保します。また、事業や予算執行の監査、執行機能の評価を行うとともに、内部チェックを実施し、事業の公正性を保ちます。また、事業利用者の利害関係についての適正化に対する監査を実施します。

- インターネット等を活用した法人情報の公開
- 内部チェックの実施
  - ・監事による事業・会計監査（年 2 回）
  - ・法人後見事業に関する運営監視
- 会計・労務等に関する専門機関によるチェックと指導（通年）
- 福祉サービスに関する苦情解決事業の実施
  - ・苦情相談委員会（第三者委員会）による分析と対応協議（年 2 回）

### (3) 会員・会費制度の普及促進

地域福祉の推進を図るため、市民や事業所、企業等に対し、会費協力を求めるほか、社会福祉協議会の運営への参加を進めます。

- 会員会費のあり方の検討
- 啓発資料（パンフレット等）を活用した普及啓発活動の実施

### (4) 財政の健全化

補助金・委託金・会費・共同募金・寄付金等の充実に努め、財源の確保に努めます。さらに、経営改善、経費削減に取り組むほか、介護・福祉事業を実施することで生じた収益を、新たな地域福祉事業開発のための資金として活用していきます。

- 予算の執行管理の徹底
- 善意銀行の活用に関する検討
- 行政担当部署との連携（地域福祉推進に向けた事業及び予算の要望）
- 介護保険事業・障がい福祉サービス収入の 1% を目標とした地域貢献的活動への資金活用
- 経営安定化積立金（事業運営積立・施設整備費積立・車輛購入積立・事業開発積立・地域還元積立）の計画的運用

## (5) 人材育成と働きやすい職場環境づくり

職員に求められる姿を明確に示し、業務目標管理を行うとともに、職員の日々の行動や能力の適切な把握と評価により、職員の意欲の向上と能力開発を図り、一人一人の働きがいと専門性を高めるとともに、働きやすい環境づくりを進めます。

- 資格取得の促進
  - ・研修の一元管理
  - ・受講の機会確保（業務扱い）、受講料の補助等
- キャリアパス・研修制度の充実
  - ・階層別研修カリキュラムに基づく研修計画の作成と実施
  - ・新任職員の育成と支援
  - ・業務目標管理における取組の推進
- 人事考課制度の運用
  - ・業務目標管理の実施
  - ・職員面接の実施
  - ・考課者研修の実施
- 働きやすい環境づくり
  - ・働き方改革に基づく処遇制度の見直しと福利厚生充実
  - ・職場におけるハラスメント防止対策の徹底

## (6) 事業運営体制の強化

安定的で効率的な事業運営をめざし、事業運営体制の見直しと、業務の効率化を進めます。

- 就労継続支援 B 型事業の立ち上げに向けた推進計画の策定と、計画に基づく取組の実施
- 指定管理施設及び賃貸施設等各事業拠点の方向性の検討
- 衛生管理体制の確保をはじめ非常時・緊急時における事業継続計画（BCP）の整備、訓練等の実施
- 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」との連携
  - ・評議員等との意見交換会の開催等
- 法人内連携の促進
  - 部門(部署)を横断する検討の場を設け、法人内の情報や課題認識等の共有を図り、総合力をいかした実践に結び付ける。
    - ・事業推進プロジェクトの実践
      - 地域生活課題に対応する新規事業や社会資源の開発等に関する検討等
    - ・事例検討会の実施
      - 地域共生社会の実現に向けた包括的支援の視点と実践力を高める。
    - ・事業活動実習の実施（法人内）
    - ・中堅職員意見交換会の実施（年 3 回）